

# 入院される皆様の診療情報の登録についてのお知らせとお願い

## 院内症例登録データベースについて

国立循環器病研究センターでは、入院される皆様の診療にともなう得られるさまざまな情報を疾患別、個人別に整理し、「院内症例登録データベース」に登録、活用しています。登録される情報は、病状に関する情報、検査データ、治療方法など、病態の解明や治療の向上、新しい技術の開発に役立つと考えられる情報です。これらの情報は、原則として日々の診療に伴って発生しカルテ等に記載された情報から抽出されるもので、このデータベースのために新たに収集されるものではありません。

現在の対象疾患は次のとおりです。対象が拡大する場合には、本文書や当センターのホームページを更新してお知らせします。

### 登録対象疾患

(2013年6月現)

急性心筋梗塞  
急性心不全  
急性大動脈解離

## このデータベースの活用について

- 【診療支援のための活用】それぞれの患者様の治療方針の決定や、治療状況の把握のために、担当医、主治医をはじめとする診療にあたる者が共有する情報とします。
- 【業務分析のための活用】どのような疾患がどのように治療されているかなどを統計的に把握することで診療の質をさらに向上させるために、原則として個人を特定できない匿名情報として利用します。
- 【院内での研究的活用】治療をお受けになった皆様の情報を、病気の原因やリスクの解明、的確な治療技術の確立のために総合的に分析するなど、原則として個人を特定できない匿名情報として研究目的で利用、結果を公表する場合は個人を特定できない学術情報として学会の指針に従って公表します。
- 【種々な研究における基礎資料としての活用】当センターの治療が適切であったかどうかを評価し、治療技術の改善や新技術の開発に役立てるため、入院治療を受けられた皆様の退院後の様子を調査することがあります。このような調査研究の対象者の特定や、研究に協力いただけるか否かを手紙または電話で確認するための基礎資料として活用します。
- 【他の施設との共同研究での活用】他施設のデータと併合、各施設の研究者がその情報を共有して目的とする分析を行います。原則として個人を特定できない匿名情報として他施設へ提供したり共同利用したりしますが、医学的研究の目的、情報の取り扱い方はさまざまであるため、その妥当性を倫理委員会で個別に審議し、その決定に従って活用します。

## このデータベースへの登録の制限、利用の制限について

患者の皆様は、自分の診療情報が院内症例登録システムに登録されることを制限したり、利用を制限したりすることができます。研究目的での利用を拒否しても、診療上の不利益を受けることはありません。このシステムの詳細、登録や利用の制限については「院内症例登録システム事務局」までお問い合わせください。

このシステムで蓄積する皆様の情報は、循環器医療の向上に役立つものです。貴重な情報として個人情報保護法令、当センター個人情報管理規程、各種研究指針に準拠して厳重に管理、適切に利用しますので、ご理解、ご協力いただくようお願い申し上げます。

平成25年6月

病院長

本件についてのお問い合わせ

国立循環器病研究センター  
研究基盤センターレジストリー情報室  
院内症例登録システム事務局  
電話 06-6833-5012 内線 2664